

各種健診等補助金

- ① **年度内** 1 回に限りそれぞれ健診(検査)料の一部を補助します。なお、複数の医療機関にまたがって受診した健診等は対象外です。
- ② 原則として当組合が実施する検査項目と同様の健診等を受診した場合が対象となります。
健診については、特定健康診査項目を含んでいることが必須要件です。
各種健診項目を充たさないときは、補助金の対象とはならない場合がありますのでご注意ください。
詳しくは各種健診別検査項目表(14ページ)をご参照ください。
- ③ 請求書には、健診(検査)結果表と領収書**それぞれ**のコピーを必ず添付してください。
健診結果表には判定結果と検査の数値が必要です。数値だけ並べたもの、検査判定だけのものは対象外です。(健診をお受けになれば、必ず結果表がついてまいります。)まれに、健康保険扱いの健診(検査)が見られます。健康保険にて健診を受診することはできません。
- ④ 健診と同時に乳がん検査、子宮がん検査を受検した場合は、一枚の請求書にて同時にご請求いただけます。その場合、乳がん検査、子宮がん検査それぞれの費用が**明記された領収書(写)が必要です**。
- ⑤ **各市区町村助成制度をご利用になる場合、補助金は対象外となる場合があります**。
- ⑥ 提出期限は受診日の翌年度の9月末といたします。
※ 令和6年4月～令和7**年**3月受診分は、令和7年9月末が提出期限
※ 令和7年4月～令和8**年**3月受診分は、令和8年9月末が提出期限

※ **健診結果表は、特定保健指導に活用させていただきます**。